

市長の声による防災行政無線の放送について

○放送日

令和3年9月13日（月）から宣言解除までの間の月曜日と金曜日 午後零時15分

○放送内容

こちらは防災新座です。市長からのお願いです。

新座市長の並木傑です。

緊急事態宣言が9月30日まで延長されています。

現在、家庭内での感染が多く確認されています。

引き続き、基本的な感染防止対策をお願いいたします。

コロナとの戦いに勝利するために皆様のより一層のご協力をお願いいたします。

ただ今の放送は新座市役所からのお知らせでした。

緊急事態宣言期間延長の対応について

→夜間利用の休止及び日中も含めた不要不急の利用自粛のお願い

現在の対応状況

◎市立集会所

内容 ・夜間利用の休止
・ホームページ等で日中も含めた不要不急の利用自粛のお願い

期間 8月2日（月）から9月30日（木）まで

(1) ふれあいの家：夜間区分の利用休止

※10月1日（金）以降の利用予約は可能

※栗原ふれあいの家は10月2日（土）以降の予約は可能

(2) 集 会 所：午後6時以降の利用休止

※7月19日（月）までに予約を完了している場合は午後8時まで可

社会教育・スポーツ施設の夜間利用中止等の延長について

- 1 内容 (1) 夜間利用の休止の継続（予約済のものも含める。市民会館及びふるさと新座館のホールについては、チケット販売済又は周知済の催しを除く。）
※夜間利用＝午後8時以降の時間帯を含む利用区分
(2) 個人利用施設は、午後8時以降の利用休止
(3) 新規登録受付の中止【公民館・コミュニティセンター、体育施設（屋内・屋外）】
(4) 新規予約受付の中止【体育施設（屋内）】（予約済みのものは利用可能。）
(5) 学校開放は、午後8時まで（対外試合及び合同練習等は原則自粛とする。）
(6) 市民会館ホール及びふるさと新座館ホールでのイベント開催時は、収容率を50パーセントまでとする。

- 2 対象施設 公民館・コミュニティセンター、体育施設（屋内・屋外）、市民会館、ふるさと新座館、図書館分館

- 3 期間 令和3年9月13日（月）から同月30日（木）まで

- 4 その他 使用料等は利用日の振替又は還付で対応（利用料金制の指定管理施設も同様）

緊急事態宣言の期間延長に伴う新座市の教育活動

1 概要

令和3年8月25日付教義指第660号のとおり、感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については原則実施せず、感染防止対策を徹底する。

- (1) 期間 9月13日(月)から宣言解除まで
 (2) 対象 新座市立小・中学校

2 対応

特に、次の期間については、児童生徒の安全・安心確保の観点から次のように教育課程を変更する。

| 期間 | 内容 |
|-----------------------------------|---|
| 9月13日(月)～17日(金) | 原則「OMO型分散登校」を実施 低学年において密が解消できない場合は、該当学年のみ「 <u>対面授業(半日)+オンライン授業(半日)</u> 」 |
| 9月21日(水)～30日(木) | 原則「OMO型分散登校」 感染状況により「 <u>対面授業(半日)+オンライン授業(半日)</u> 」への切り替えを検討 |
| <u>緊急事態宣言解除・まん延防止等重点措置へ移行した場合</u> | 通常日課に戻すことが前提 要請内容や感染状況により、「 <u>OMO型分散登校」「対面授業(半日)+オンライン授業(半日)</u> 」を実施 |

- (1) 感染予防のより一層の徹底：感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については原則実施しない。着座にて、飛沫防止ガードを活用し、原則マスクをした学習については、この限りではない。
 (2) 校外行事や集会活動の実施について：期間中の社会科見学等や全校児童生徒が参加する校外行事、一堂に会する集会計画を見合わせ、解除後の実施を検討する。
 (3) 運動会や体育祭の実施について：開催時期や方法、公開の可否や制限については、各校が実情に合わせて検討する。来賓の招待については行わない。

- (4) 修学旅行等の宿泊を伴う校外行事
期間中の宿泊を伴う校外行事については実施せず、解除後の実施や代替行事を検討する。
 (5) 児童生徒の心のケア：児童生徒や保護者に対して相談窓口を周知徹底するとともに、改めて個々の児童生徒の状況を把握し、適切に対応する。
 (6) 家庭への周知：本人や家族に体調不良がある場合は登校しないことや、県境をまたぐ移動は極力控えるとともに不要不急の外出を避け、会食等を自粛することを求める。
 (7) 熱中症事故防止等への配慮：マスクを着用して運動した場合の悪影響や、熱中症リスク、息苦しさを感じたときはすぐにマスクを外すことや休憩をとることなどについて注意喚起する。

3 部活動の実施について

| 期間 | 活動日数・時間 | 校外活動 (練習試合等) |
|-------------------------------------|-------------------|-----------------|
| 9月13日(月) ～宣言解除まで | 週2日以内(平日のみ) 90分以内 | 禁止 |
| 年4回の大会及び コンクールとその上位 大会に参加する場合 | ガイドラインによる | 可 |

※活動の詳細については、令和3年8月26日付「夏季休業期間終了後の新座市の教育活動」のとおりとする。

- ◆健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良がある者は、部活動に参加しないこと
- ◆更衣及び給水場面、下校時等における感染防止の行動を徹底
- ◆飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴うなど)は行わない
- ◆部室等狭い室内での着替えや会話を原則禁止し、自宅と活動場所との直行直帰を徹底、生徒同士の会食等は自粛すること